

世田谷区告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月9日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1
- (3) 28-1
- (4) 28-1
- (5) 26-39

2 供用開始の区間

- (1) 世田谷区松原三丁目534番8の内
- (2) 世田谷区松原三丁目534番8の内
- (3) 世田谷区松原三丁目534番8の内
- (4) 世田谷区松原三丁目534番8の内
- (5) 世田谷区松原三丁目534番11の内

3 供用開始の区域

- (1) 延長 32.37メートル
幅員 0.24メートルから0.42メートルまで
面積 12.13平方メートル
- (2) 延長 16.58メートル
幅員 0.27メートルから0.35メートルまで
面積 5.24平方メートル
- (3) 延長 17.46メートル
幅員 0.07メートルから0.31メートルまで
面積 3.90平方メートル
- (4) 延長 20.84メートル

幅 員 0. 2 6 メートルから 0. 6 5 メートルまで

面 積 1 0. 0 6 平方メートル

(5) 延 長 7. 1 2 メートル

幅 員 0. 0 0 メートルから 0. 4 1 メートルまで

面 積 2. 3 9 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 9 日

案内図



街区	松原三丁目42番
----	----------

